警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十五号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九項各号を次のように改める。

一　令和四年三月三十一日までの間　百十一人

二　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間　百七人

三　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間　百三人

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十六号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の表に次のように加える。

平成二十七年三月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	七年

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫

内閣総理大臣　菅　義偉

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

財務大臣　麻生　太郎

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十四号から第百八十九号まで」を「第五十五号から第百九十三号まで」に改め、第百五十四号を削り、第百五十三号を第百五十四号とし、第百四十五号から第百五十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百四十四号中「第二十二号又は第三十九号」を「第二十三号又は第四十号」に改め、同号を同条第百四十五号とし、同条中第百四十三号を第百四十四号とし、第百二十五号から第百四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百二十四号中「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同号を同条第百二十五号とし、同条中第百二十三号を第百二十四号とし、第百十七号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百十六号中「第二十九号、第三十三号又は第三十八号」を「第三十号、第三十四号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百十七号とし、同条中第百十五号を第百十六号とし、第百五号から第百十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第百四号中「第二十九号、第三十三